

## 使用者変更・承継

- 使用者を別の人に変更する場合
- 使用者が死亡した場合

### 使用者変更・承継に必要な書類

- ① **太子町立墓園墓所使用権承継申請書（様式第10号）**
  - ・申請者欄、承継者欄は新使用者の情報を記入
- ② **太子町立墓園使用権承継確認書**
  - ・現使用者欄には、変更前の使用者を記入
  - ・新使用者と同等の権利を持った相続人全員の署名が必要
- ③ **承継誓約書**
  - ・新使用者として条例等の法令及び施設管理者の指示等を遵守することを誓約
- ④ **現使用者の戸籍謄本**
  - ・現使用者の相続人確認のため、生まれてから現在までの戸籍謄本（現使用者と承継者の続柄が確認できる戸籍・除籍・改製原戸籍）を本籍地で取得
  - ・原本確認後はコピーでも可能
- ⑤ **新使用者の住民票の写し**
  - ・新使用者の世帯全員の本籍と続柄が記載された住民票を住所地で取得
- ⑥ **太子町立墓園墓所使用許可証**
  - ・紛失している場合には、使用許可証の代わりとして使用許可証変更・再交付申請書を提出
- ⑦ **墓所使用誓約書兼墓所管理者任命届**
  - ・新使用者が姫路市、たつの市以外の町外在住の場合には必要
- ⑧ **口座振替納付依頼書**
  - ・年間管理料の引き落とし口座を新使用者の口座に変更します
- ⑨ **口座振替口座の通帳と銀行印**
  - ・口座振替の手続きには届出印かキャッシュカードが必要